

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

		所管課室名	衛生薬務課	整理番号	4-7-3
処分の種類	改善命令、許可取消、営業禁止停止				
根拠法令等・条項	食品衛生法第61条				
処分の概要	食品衛生法の規定による基準に違反した場合においては、改善命令、又は営業禁止若しくは停止することができる。				
処分基準	食品衛生法 [改善命令等] 第61条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第54条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第55条第1項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。				
基準の制定根拠	食品衛生法第61条、山梨県食品衛生関係行政処分施行要領				